

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）の一部改正

一 目的

この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることによってその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 独立行政法人情報処理推進機構

1 業務の範囲

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、情促法第三十六条の目的を達成するため、次の業務を行うことができるものとする。

- (1) 情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資

質の向上を図ること。

（第四十七条第一項第七号関係）

- (2) 情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

（第四十七条第一項第十二号関係）

- (3) 選定事業者（三の２の(2)の⑦に規定する選定事業者をいう。以下この１において同じ。）が選定実施計画（情促法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。以下同じ。）に従って特定取組（三の２の(1)に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（三の４の(5)の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うこと。

（第四十七条第一項第十三号関係）

- (4) 選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けを行うこと。（第四十七条第一項第十四号関係）
- (5) 選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当

該借入れに係る債務を保証すること。

(第四十七条第一項第十五号関係)

- (6) 取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

(第四十七条第一項第十六号関係)

2 出資等業務基準

- (1) 機構は、1の(2)から(5)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないものとする。 (第四十八条第一項関係)

- (2) 経済産業大臣は、(1)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第四十八条第二項関係)

三 指定高速情報処理用半導体の指定等

1 指定

経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の(1)及び(2)のいずれにも該当する半導体を指定することができるものとする。

- (1) 極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であつて、情報処理の高度

化のために特に必要なものであること。

- (2) 我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われたいおそれがある状況にあること。

(第六十一条第一項関係)

2 公募の実施に関する指針

- (1) 経済産業大臣は、1の規定による指定をしたときは、その指定を受けた半導体（以下「指定高速情報処理用半導体」という。）の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」という。）を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下単に「指針」という。）を定めるものとする。

(第六十三条第一項関係)

- (2) 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下「公募対象半導体」という。）
- ② 公募対象半導体の生産の開始に係る目標

③ 公募の参加者の資格に関する基準

④ 公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

⑤ 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

⑥ 公募を開始する日及び公募の期間

⑦ 選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

（第六十三条第二項関係）

3 実施計画の提出

(1) 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、特定取組の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとする。

(第六十四条第一項関係)

(2) 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

① 特定取組の内容及び実施期間

② 特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（二の1の(3)の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人であつて4の(4)の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項を含む。）

③ 公募対象半導体の生産の目標及び実施体制

④ ①から③までに掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項

(第六十四条第二項関係)

4 選定事業者の選定等

(1) 経済産業大臣は、3の(1)の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする

こと。

① 当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。

② 当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。

③ 当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

（第六十五条第一項関係）

(2) 経済産業大臣は、(1)の規定により審査した結果、実施計画が(1)の①から③までに掲げる基準に適合していると認められるときは、2の(2)の⑦に掲げる評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。

（第六十五条第二項関係）

(3) 経済産業大臣は、(2)の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができる者と認められる者を選定事業者として選定するものとする。

（第六十五条第三項関係）

(4) 機構は、国立研究開発法人であって指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、二の1の(3)の規定による現物出

資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができるものとする。

(第六十八条第一項関係)

- (5) (4)の政令で定める国立研究開発法人は、(4)の規定による求めがあつたときは、機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で譲渡することができるものとする。
- (第六十八条第二項関係)

四 先端半導体・人工知能関連技術債

- 1 政府は、令和七年度から令和十二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。以下同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとする。
- (1) 選定事業者が選定実施計画に従って実施する特定取組に関する措置

(2) 先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（(1)に掲げる措置に該当するものを除く。）

(3) 先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

(4) (1)から(3)までに掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置（第六十九条第一項関係）

2 1の規定による公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができるものとする。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とするものとする。

（第六十九条第三項関係）

3 先端半導体・人工知能関連技術債等については、4の規定による繰入金により、令和三十一年度までの間に償還するものとするなど、先端半導体・人工知能関連技術債等の償還等について所要の規定

を設けること。

(第七十条、第七十一条及び第七十三条関係)

4 財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れについて所要の規定を設けること。
(第七十二条関係)

五 罰則

罰則について所要の改正を行うこと。

(第七十八条第二項、第七十九条並びに第八十一条第二号及び第四号関係)

六 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 特別会計に関する法律（以下「特会法」という。）の一部改正

一 財政投融资特別会計

二の2の(1)から(4)までに掲げる措置に要する費用並びに二の4の(2)の⑥の償還金及び利子並びに二の4の(2)の⑦の諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとする。

(第六十八條の二関係)

二 エネルギー対策特別会計

1 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策の経理を明確にすることを目的とすること。

(第八十五条第一項関係)

2 「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいうものとする。

- (1) 第一の四の1の(1)に掲げる措置として行う機構に対する出資金の出資又は交付金の交付
- (2) 第一の四の1の(2)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付（1）に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの
- (3) 第一の四の1の(3)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの
- (4) 第一の四の1の(4)に掲げる措置で政令で定めるもの（以下「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

(第八十五条第八項関係)

3 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分するものとする。 (第八十七条関係)

4 先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとするものとする。

(1) 歳入

- ① 一般会計からの繰入金
- ② 一の規定による財政投融资特別会計の投資勘定からの繰入金
- ③ 6の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金
- ④ 先端半導体・人工知能関連技術債の発行収入金
- ⑤ 一時借入金の借換えによる収入金
- ⑥ 情促法第五十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの
- ⑦ 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金
- ⑧ 附属雑収入

(2) 歳出

- ① 2の(1)の出資金及び交付金
- ② 2の(2)の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。③において同じ。）
- ③ 2の(3)の補助金及び出資金
- ④ 7の規定による財政投融资特別会計の投資勘定への繰入金
- ⑤ 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用
- ⑥ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子
- ⑦ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費
- ⑧ 一時借入金の利子
- ⑨ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
- ⑩ 事務取扱費
- ⑪ 附属諸費

（第八十八条第四項関係）

5 特会法第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとする。

（第九十一条の二関係）

6 先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとする。

（第九十一条の五第一項関係）

7 一の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融资特別会計の投資勘定に繰り入れることができるものとする。

(第九十一条の七関係)

8 第一の四の1の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。

(第九十二条の五関係)

9 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないものとする。

(第九十二条の六第一項関係)

10 特会法第十五条第四項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定において、歳入不足のために一時借入金償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができるとすること。

(第九十五条第二項関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めること。

（附則第二条から第九条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第十条から第十七条まで関係）